

株式買収にあたり実施した買収ターゲットの財務調査費用の取扱い  
出典:H22.2.8 裁決 TAINS F0-2-500(以下、出典元裁決という。)

## 目次

問題文 .....	2
設問 .....	2
解答例 .....	3
解答フロー .....	4
解説 .....	7
1. 有価証券の取得価格に算入される付随費用 .....	7
2. その他文献 .....	10

サンプル

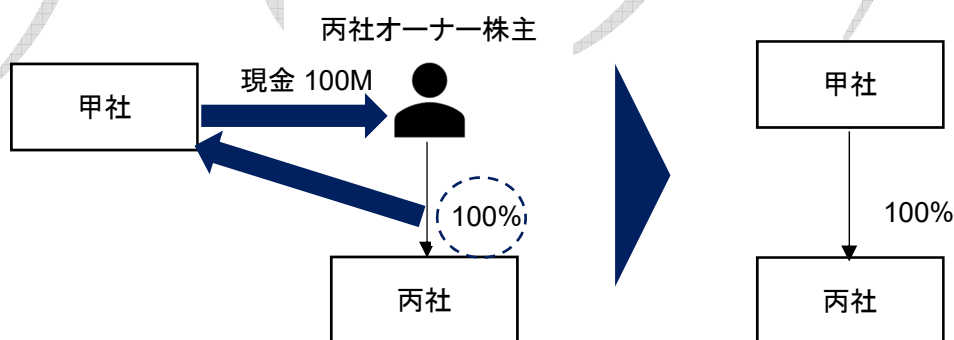
株式買収にあたり実施した買収ターゲットの財務調査費用の取扱い  
出典:H22.2.8 裁決 TAINS F0-2-500(以下、出典元裁決という。)

問題文

パソコン販売業を営む内国法人である甲社(3月決算法人)は、平成20年3月期中において以下の表に記載の一連の取引を行っている。

時点	取引内容
平成19年7月18日	甲社は臨時取締役会において、丙社株式を取得する旨決議し、同日に丙社オーナー株主との間で、甲社の費用負担において丙社株式の譲渡に関する買収監査を行うことを合意した。
平成19年7月26日	甲社は、監査法人乙との間で丙社の財務調査(以下、本件財務調査)に関する業務委託契約(以下、本件業務委託契約)を締結した。本件業務委託契約に係る契約書上、本件財務調査の目的は、丙社株式の買収についての意思決定の参考とするためである。
平成19年8月9日	甲社は、監査法人乙から本件業務委託契約に基づく財務調査報告書の提出を受けたことから、同契約に基づく業務委託料4,500,000円(消費税別途)を監査法人乙に支払った。
平成19年8月31日 <sup>1</sup>	甲社は丙社株式を弊社オーナー株主から全株取得し、対価として100,000,000円を支払った。

【甲社による丙社株式買収取引図】



設問

甲社の平成20年3月期中において、監査法人乙に支払った業務委託料4,500,000円の法人税法上の取扱いを述べよ。

<sup>1</sup> 出典元裁決の原文からは、株式買収した年月日、株式買収対価、買収に応じた株主の数等がマスキングされており読み取れないため、作問にあたり筆者が設定した。